

千歳市高齢者虐待防止マニュアル

平成 20 年 4 月

千歳市高齢者支援課

目 次

I 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待の定義	1
2 高齢者虐待かもしれない・・・と思ったら	2
3 高齢者虐待の特徴	2
4 高齢者虐待の種類	3
5 高齢者虐待の発生要因	4
6 高齢者虐待のサイン	5

II 高齢者虐待に関するネットワーク

1 千歳市高齢者虐待防止ネットワーク	8
2 高齢者虐待における関係機関の役割	10

III 高齢者虐待への対応

1 養護者による高齢者虐待への対応手順	12
2 施設内における高齢者虐待への対応手順	13
3 相談対応時の留意事項	14
4 緊急性の判断	15
5 事実確認	17
6 支援の必要度の判断	18
7 積極的な介入の必要性が高い場合の対応	19
8 立入調査	21

IV 高齢者虐待の予防・未然防止について

1 高齢者虐待を未然に防ぐために	22
2 ケアマネジメントの充実・支援の重要性	23
3 認知症と高齢者虐待	24

V 高齢者虐待に関する関係機関

《資料》 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	28
------------------------------------	----

I 高齢者虐待とは

● 1 高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。

このような行為に対応するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が平成18年4月に施行されました。

高齢者虐待防止法では、高齢者（※1）に対して行われる養護者（※2）や養介護施設従事者等（※3）による暴力や嫌がらせ、介護放棄などのことを高齢者虐待としています。

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| ※1 高齢者 | 65歳以上の人 |
| ※2 養護者 | 高齢者を現に養護（介護・世話）している配偶者や子供、嫁等の親族、同居人等 |
| ※3 養介護施設従事者等 | 老人福祉法及び介護保険法で規定された施設・事業所の業務に従事する人 |

■ 養介護施設

- ・老人デイサービスセンター
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・老人介護支援センター
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護療養型医療施設
- ・老人短期入所施設
- ・特別養護老人ホーム
- ・老人福祉センター
- ・有料老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・地域包括支援センター

■ 養介護事業

- ・老人居宅生活支援事業
- ・地域密着型サービス事業
- ・介護予防サービス事業
- ・介護予防支援事業
- ・居宅サービス事業
- ・居宅介護支援事業
- ・地域密着型介護予防サービス事業

● 2 高齢者虐待かもしれない・・・と思ったら

高齢者虐待防止法第7条

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、速やかに

- ① 高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合
⇒ 市に通報しなければならない。【義務】
- ② 上記①のように「生命、身体に重大な危険が生じている」段階には至らない場合
⇒ 市に通報するよう努力しなければならない。【努力義務】

■ 守秘義務・通報者の保護規定

通報や虐待を受けた本人からの届出を受けた市や地域包括支援センターの職員には、職務上知り得た通報者等を特定する情報を漏らしてはならない、という守秘義務が課されています。

(高齢者虐待防止法第8条、同法第17条第2項)

施設の職員等が自分の勤めている施設で起きた虐待を通報した場合には、市が事実確認調査を行う際も、施設等に対して通報者が誰であるか明かさないなど、配慮することになっています。

また、「通報等をしたことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをうけない（虚偽・過失による通報を除く）」ことが定められています。このような通報者の保護規定は、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るために設けられています。

● 3 高齢者虐待の特徴

■ 高齢者虐待発見の困難性

高齢者虐待をしている家族には、「虐待をしている」という自覚がない場合が多く、虐待を受ける側にも、家族をかばう気持ちや世間に知られたくないという気持ちがあったり、本人自身が虐待を自覚していないケースもあります。

ただし、当事者の自覚の有無に関わらず、客観的にみて権利侵害が行われている場合には、その行為は「虐待」とみなされます。

- ・ 親を大切にしなければならないという思いが根底にあるが、心身の負担や現実とのギャップに板ばさみになっている。
- ・ 高齢者虐待という考え方や認識が低く、また、実際に高齢者いじめの実態があっても、それを高齢者虐待と認めることに抵抗がある。
- ・ 高齢者・家族ともに、家庭内の事情を表に出すことに対して、いわゆる世間体や対面にこだわる風潮が強いために他に援助を求めず、虐待が潜在化しやすい。
- ・ 高齢者自身にも権利意識が低く、あきらめの気持ちが強い。
- ・ 他人が家庭に入ることなど、公的サービスの利用に対する抵抗感がある。

● 4 高齢者虐待の種類

虐待の種類	行為の具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけどをさせる ・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等を嘲笑する等により高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる ・侮辱を込めて子供のように扱う ・話しかけを無視する
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴をしておらず異臭がする、髪が伸び放題である ・水分や食事が十分に与えられていないことで、脱水症状や栄養失調の状態にある ・劣悪な住環境の中で生活させる

● 5 高齢者虐待の発生要因

高齢者虐待の背景に目を向けることで、支援の手がかりが見えてきます。

高齢者と養護者の間でとれていたバランスが、両者の心身の状態や性格、疾病、経済困窮状態などにより崩れ、そこに過去の複雑な関係が影響しあって起きています。

また、高齢者の認知症発症により、両者の力関係が逆転して起こる場合もあります。

虐待者側の問題	被虐待者側の問題	その他の問題
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・介護知識や技術、介護意識の欠如 ・他疾病、障害など（精神疾患、認知症を含む） ・高齢者の身体機能低下や認知症であることを受入ができない ・性格（自己中心的） ・介護負担による心身のストレス ・就労、遠方居住などのために十分な介護ができない ・収入不安定、無職 ・アルコール依存 ・精神不安定、潔癖症 ・高齢者介護に対する価値観 ・金銭の管理能力がない ・ギャンブルなど ・借金、浪費癖がある ・相談者がいない ・親族からの孤立 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待をしている者との以前からの人間関係の悪さ、悪化 ・性格（頑固、強引、自己中心的） ・認知症の発症・悪化 ・要介護状態 ・他疾病、障害など ・在宅生活への強い固執 ・加齢や怪我によるADL（日常生活動作）の低下 ・判断力の低下、金銭管理能力の低下 ・収入が少ない ・借金・浪費癖がある ・精神不安定な状態 ・整理整頓ができない ・相談者がいない 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係、親族関係の悪さ、無関心、孤立 ・サービス利用にお金がかかる ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・家屋の老朽化、不衛生 ・人通りの少ない環境 ・暴力の世代間・家族間連鎖

●6 高齢者虐待のサイン

発見の機会を逸すると、ケースによってはさらに深刻化、長期化する恐れがあります。

虐待が疑われる場合の高齢者の発する「サイン」を整理すると次のようになります。これ以外にも様々な「サイン」があるので、疑わしい場合は、注意深く観察することが必要です。

A 身体的虐待を受けている場合のサイン

・身体に小さなキズが頻繁にみられる。
・太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
・回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
・頭、顔、頭皮等にキズがある。
・臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
・急におびえたり、恐ろしがったりする。
・「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
・キズやあざの説明のつじつまが合わない。
・主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
・主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

B 心理的虐待を受けている場合のサイン

・かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
・不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
・身体を萎縮させる。
・おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
・食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
・自傷行為がみられる。
・無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
・体重が不自然に増えたり、減ったりする。

C 性的虐待を受けている場合のサイン

・不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
・肛門や性器からの出血やキズがみられる。
・生殖器の痛み、かゆみを訴える。
・急に怯えたり、恐ろしがったりする。
・ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
・主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
・睡眠障害がある。
・通常的生活行動に不自然な変化がみられる。

D 経済的虐待を受けている場合のサイン

・年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
・自由に使えるお金がないと訴える。
・経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
・お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
・資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
・預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

E ネグレクト（介護・世話の放棄・放任など）のサイン

・居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
・部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
・寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる。
・汚れたままの下着を身につけるようになる。
・かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。
・身体からかなりの異臭がするようになってきている。
・適度な食事を準備されていない。
・不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
・栄養失調の状態にある。
・疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

F セルフネグレクト（自己放任）のサイン

・昼間でも雨戸が閉まっている。
・電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
・配食サービス等の食事がとられていない。
・薬や届けた物が放置されている。
・ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
・何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
・室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

※ セルフネグレクト（自己放任）とは

認知症などにより、判断能力の衰えた一人暮らしの高齢者が、自ら他者に対して援助を求めず、自分で自分の日常生活を放置している状態。

高齢者虐待に準じた対応が必要です。

G 家族の状況に見られるサイン

・高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
・高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
・他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
・高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
・高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
・経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
・保健、福祉の担当者とう会うのを嫌うようになる。

H 地域からのサイン

・自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
・庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
・郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
・気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
・家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
・近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
・高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

II 高齢者虐待に関するネットワーク

● 1 千歳市高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者虐待防止法第16条に、市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備しなければならないとされています。

千歳市では、次の3つの機能からなる「**高齢者虐待防止ネットワーク**」を組織します。

早期発見・見守りネットワーク

住民が中心となって虐待の防止、早期発見、見守り機能を担うものです。

《構成メンバー》：民生委員、社会福祉協議会、町内会、老人クラブ、ボランティア団体、人権擁護委員、近隣住民等

保健医療福祉サービス介入ネットワーク

介護保険事業者等から構成され、現に発生している高齢者虐待事例にどのように対応するかをチームとして検討し、具体的な支援を行っていくためのネットワークです。

《構成メンバー》：居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）、居宅サービス事業所（ホームヘルパー、訪問看護師等）、医療機関（医師、看護師、MSW等）、保健センター（保健師）等

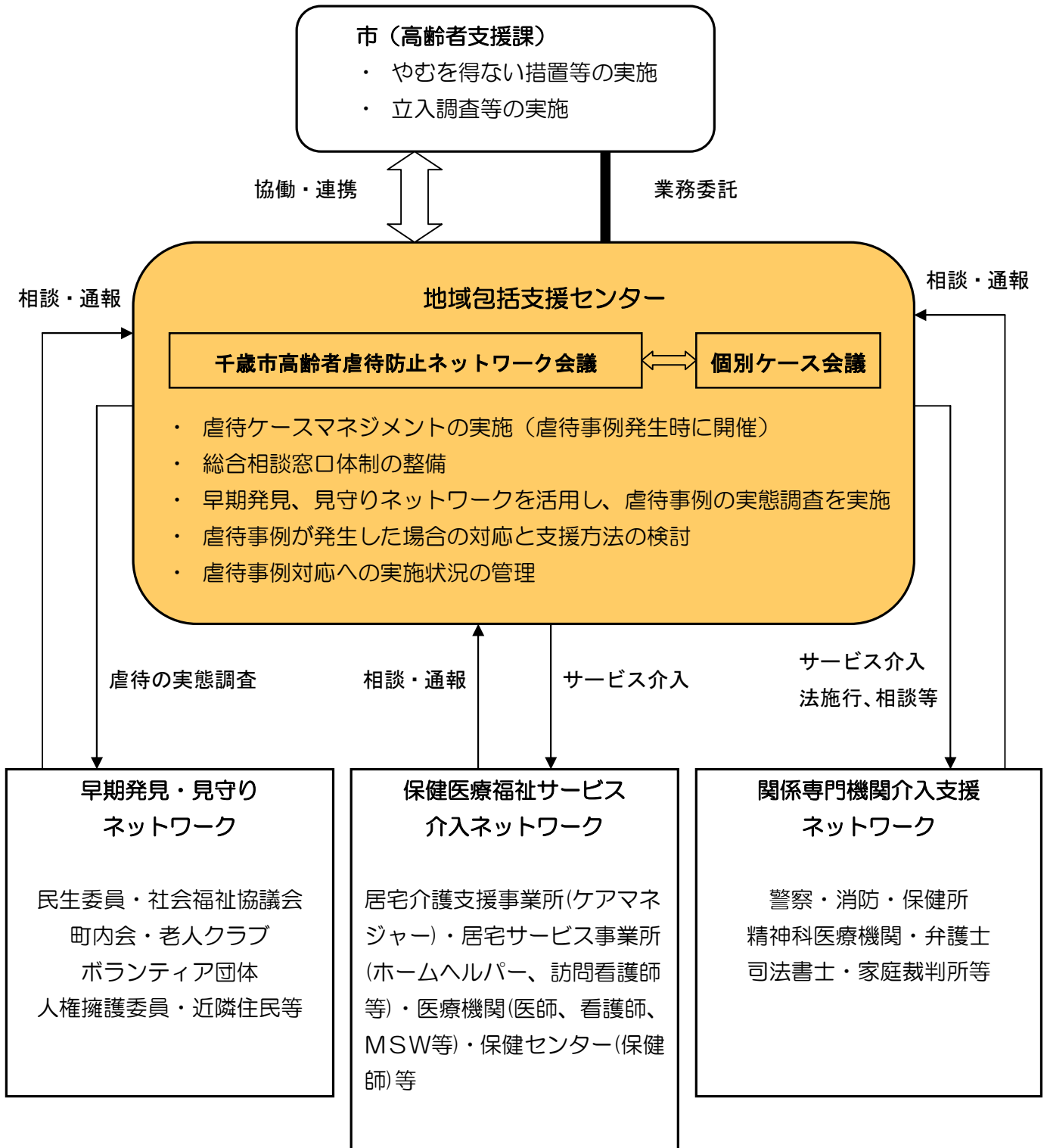
関係専門機関介入支援ネットワーク

保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要とされる場合に協力を得るためのネットワークです。

《構成メンバー》：警察、消防、保健所、精神科医療機関、弁護士、司法書士、家庭裁判所等

また、「**千歳市高齢者虐待防止ネットワーク会議**」を立ち上げ、必要に応じて、関係機関、団体等による会議を開催します。

■ 千歳市高齢者虐待防止ネットワークイメージ



● 2 高齢者虐待における関係機関の役割

地域の役割

民生委員・人権擁護委員

- ・地域における虐待の早期発見・通報、高齢者家庭の実態把握、見守り等

サービス提供機関の役割

介護支援専門員（ケアマネジャー）

- ・利用者宅訪問や高齢者及び家族からの相談、サービス事業者からの報告等により、虐待の早期発見
- ・高齢者虐待ケースを発見した場合は、介護保険サービス提供事業者等から情報収集を行い地域包括支援センターに通報

介護保険サービス提供事業者

- ・日常業務の中で、高齢者虐待のサインを見逃さないよう、常に注意深く本人や家族の状況を観察し、高齢者虐待の疑いのあるケースを発見した場合は、速やかにケアマネジャーに報告し、生命に危険があるような場合は、地域包括支援センターに通報

公的機関・専門職等の役割

社会福祉協議会

- ・ボランティアや地域住民などを活用して、見守り
- ・地域福祉権利擁護事業、生活福祉資金の貸付の実施
- ・北海道高齢者虐待防止センターからの助言

保健所

- ・精神保健・難病対策や認知症高齢者の専門相談など
- ・精神障害や難病、認知症等が絡んだ虐待事例が発生した場合の助言や支援
- ・精神保健福祉法に基づく措置等

「措置入院」 ～精神障害のため、自傷他害の恐れのある者については、2人以上の精神保健指定医の診断結果の一致により、知事（保健所）の命令で強制的に入院

「医療保護入院」～1人の精神保健指定医の診察と家族等保護義務者の同意により、本人の意思に関わらず入院

警察

- ・地域での生活安全に関する相談などを受け、地域での見回りや安全の見守り
- ・市が立入調査をする際、市の援助要請を受けて、市職員、地域包括支援センター職員等が円滑な調査をすることができるよう同行
- ・事件性がある場合の対応

医療機関（医師会）

- ・ 診療を通して高齢者の不審な怪我やあざの状況把握
- ・ 高齢者虐待の早期発見
- ・ 施設利用する際の診断書の作成や入院の必要性の判断、認知症に対する啓発指導など

弁護士・司法書士

- ・ 高齢者虐待発見時の法的側面からの助言（法的対応、手続き等の相談、指導助言等）
- ・ 成年後見人

地域包括支援センター

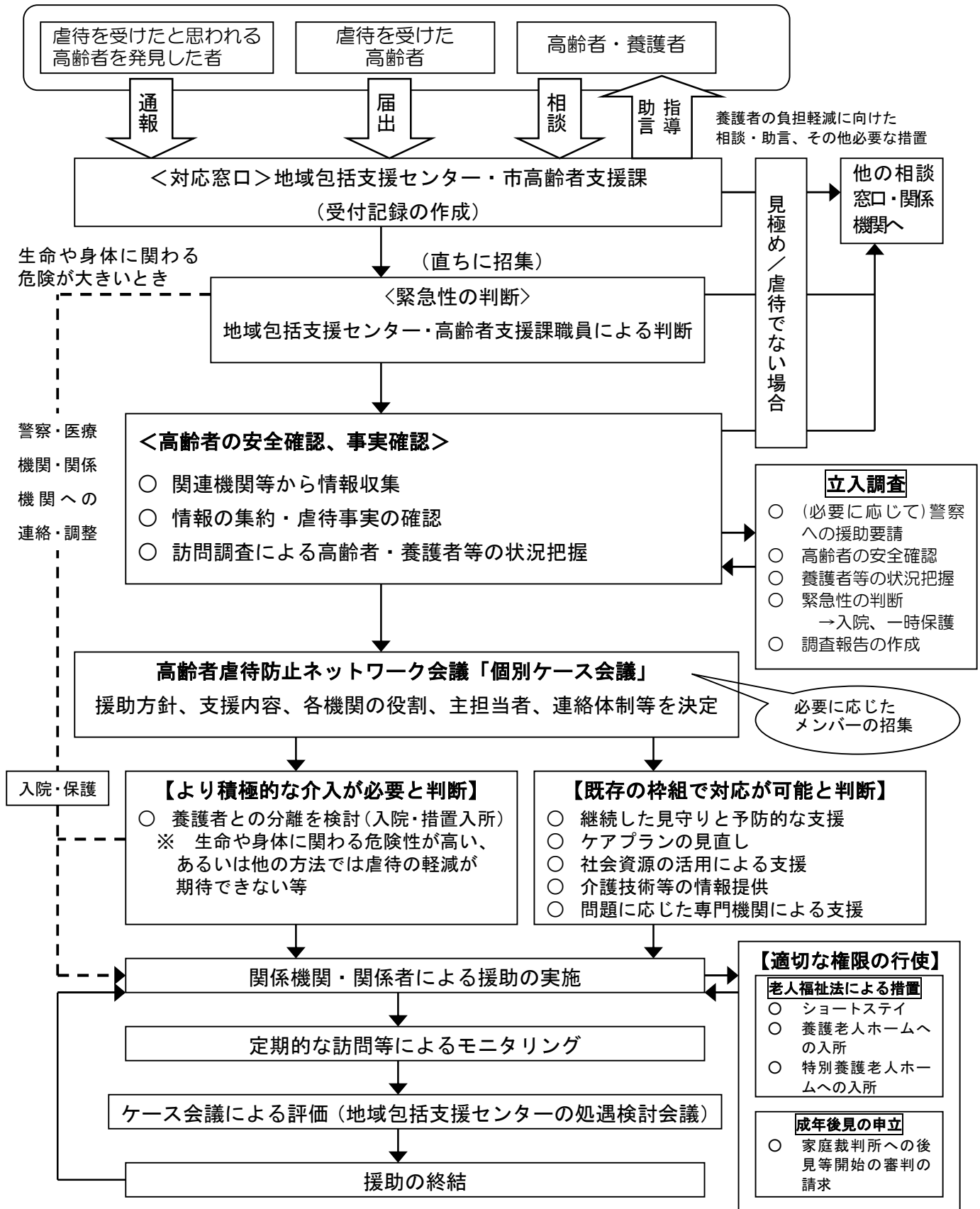
- ・ 高齢者虐待防止ネットワークの主体的な運営・調整
- ・ 高齢者虐待防止ネットワークを活用した、実態把握の実施
- ・ 高齢者虐待の相談、助言、指導
- ・ 高齢者虐待の通報、届出の受理窓口
- ・ ケアマネジャーや介護保険サービス事業者等から虐待への対応について相談があった場合の助言や支援
- ・ 市による立入調査に同行協力

市

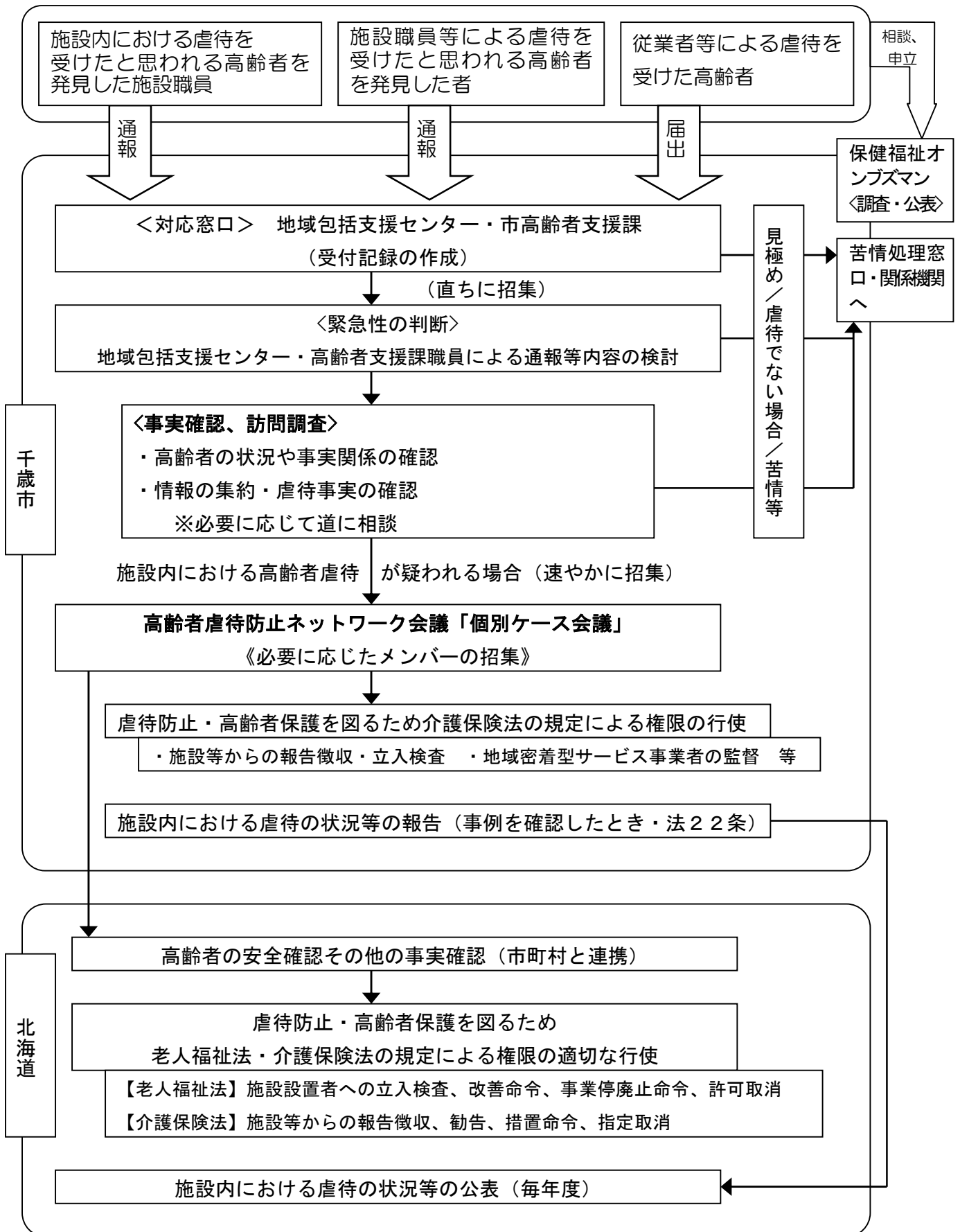
- ・ 通報・届出に基づき、虐待を受けている高齢者の安全確認及び事実確認のための調査を地域包括支援センターと連携して実施
- ・ 立入調査
- ・ 老人福祉法に基づく職権での施設入所や在宅サービスを提供する措置
- ・ 市長申立による成年後見制度の申請手続き
- ・ 健康相談・健康教育・健康診査等の地域住民のための健康増進活動を通し、高齢者虐待の発見
- ・ 保健師としての専門性を活かした助言、訪問調査

III 高齢者虐待への対応

● 1 養護者による高齢者虐待への対応手順



● 2 施設内における高齢者虐待への対応手順



● 3 相談対応時の留意事項

困難が生じている事実に着目する

高齢者本人又は養護者に生じている困難に着目し、高齢者の権利擁護の観点から必要な援助を行うことが重要です。「親子喧嘩の範囲かどうかで悩んでしまう」など、高齢者虐待の判断に迷うこともあります。養護者などの不適切なかかわりによって高齢者本人の生活に支障が出ている場合には、何らかの支援を行うことで改善を図っていくことが大切です。

虐待に対する「自覚」は問わない

虐待をする方もされる方も虐待の「自覚」がないことが多いため、「自覚」の有無に関わらず客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すべきです。

高齢者の安全確保を優先する

高齢者の生命に関わるような緊急的な事態の場合は、一刻を争うことが予想されます。

そのような場合は、入院や措置入所などの緊急保護措置等、高齢者の安全確保を最優先する必要があります。

常に迅速な対応を意識する

発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、迅速な対応が必要です。

必ず組織的に対応する

担当者一人の判断では行わず、組織的な対応を行うことが必要です。特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

関係機関と連携して援助する

様々な問題を抱える事例に対しては、「千歳市高齢者虐待防止ネットワーク会議・個別ケース会議」を活用し、援助方針や援助内容を決定します。

適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法第9条では、虐待によって生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、市町村が適切に老人福祉法の規定による措置を講じ、又は成年後見開始の審判の請求をすることを規定しています。

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要です。

● 4 緊急性の判断

高齢者虐待に関する通報等では、緊急な対応が求められる事態も考えられるため、千歳市地域包括支援センター職員と千歳市高齢者支援課職員にて緊急性の判断を行います。

緊急性の判断の際に検討すべき事項

①過去の通報や支援内容などに関する情報の確認

②虐待の確認と判断

- ・虐待が明確に判断できない場合は、高齢者の安全を確認するための調査を行います。

③緊急性の判断

- ・虐待の状況や高齢者の生命や身体への危険性などから、医療的措置や緊急措置の必要性について判断します。

④今後の担当者の決定

- ・原則として複数体制とします。また、身体的虐待や介護や世話の放棄・放任が疑われる場合には、医療職（医師、看護師、保健師）を加えることが有効です。
- ・関係する機関の確認、調査依頼、役割分担。
- ・事実確認方法（確認項目と確認先機関等）の検討。

緊急性が高いと判断できる状況

①生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される

- ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷。
- ・極端な栄養不良、脱水症状。
- ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報。
- ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される。

②本人や家族の人格や精神状況に著しい歪みが生じている、もしくはそのおそれがある

- ・虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている。
- ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている。

③虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない

- ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲がみられない。
- ・虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない。

④高齢者本人が保護を求めている

- ・高齢者本人が明確に保護を求めている。

緊急性があると判断したとき

①老人福祉法の規定により高齢者を一時的に保護

- ・緊急ショートステイの措置、養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置、入院などの検討。

②措置が必要と判断した場合

- ・高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集、他機関との調整など役割を分担し、即時対応。

③高齢者の安全の確保、保護を最優先

緊急性がないと判断したとき

緊急性がないと判断できる場合や情報が不足する場合には、その後の調査方針と担当者を決定します。

● 5 事実確認

高齢者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、その内容に関する事実の確認を行う必要があります。

事実確認で把握・確認すべき事項

- ①虐待の種類や程度
- ②虐待の事実と経過
- ③高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
- ④高齢者と養護者等の関係の把握
 - ・法的関係・・・戸籍謄本による法的関係、住民票による居所、同居家族の把握
 - ・人間関係・・・高齢者と養護者・家族等の人間関係を全体的に把握
- ⑤養護者や同居人に関する情報の把握
 - ・年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関わりなど
- ⑥民生委員、保健センター、介護サービス事業者、医療機関等の関連部署機関からの情報収集
 - ・これまでの生活状況、関係機関や諸制度の利用状況、通所・通院先での状況、等

事実確認の方法

①訪問調査

虐待の事実を確認するためには、できるだけ訪問して状況を把握します。

訪問調査を行う際の留意事項は、信頼関係の構築を念頭に、客観性を高めるため、複数の職員で訪問するようにします。

②医療職の立ち会い

通報等の内容から高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

③高齢者、養護者等への十分な説明

訪問調査にあたっては、職務・調査事項・高齢者の権利について説明し、理解を得ることが必要です。

- ・高齢者や養護者の権利、プライバシーへの配慮
- ・柔軟な調査技法の適用

虐待の内容によって、受容的な態度で接する、毅然とした態度で臨むなど、高齢者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置きながら柔軟に対応する必要があります。

④調査の継続性の確保

調査実施後も、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

⑤関係機関からの情報収集

(庁内関係部署)

- ・福祉課・・・生活保護受給の有無、それに伴う各種情報
- ・障がい者支援課・・・障がい者手帳の有無、障がい者サービス利用状況等
- ・健康推進課・・・保健師との関わりの有無等
- ・高齢者支援課・・・介護認定状況、サービス利用状況等
- ・市民課・・・戸籍謄本、住民票等

(その他関係機関)

- ・民生委員・・・家族関係、生活状況、生活歴等
- ・介護支援専門員・・・サービス利用状況、虐待の兆候、家族関係等の情報等
- ・介護保険サービス事業所・・・サービス利用状況、虐待の兆候、家族関係等の情報等
- ・医療機関・・・虐待の兆候、家族関係等
- ・警察

●6 支援の必要度の判断

高齢者虐待の程度は、大きく次の3段階に分けることができます。

	虐待の程度	支援内容例
I	虐待には至っていないが虐待が発生する危険性があり、高齢者や養護者（家族等）の状況から判断して、このままでは人間関係が悪化したり介護不十分な状態になるおそれがあると認められる状況	<p><見守り（観察）・予防的支援></p> <p>相談、訪問、見守りを中心とした予防的支援</p>
II	介護ストレスや人間関係の悪化などにより、不適切な介護状況であり、虐待が生じている状況	<p><相談・調整・社会資源活用支援></p> <p>ストレスの解消や問題解決に向けての相談及び関係機関との調整</p> <p>介護保険サービス等の導入や介護方法等についての技術支援で介護負担軽減</p>
III	生命の危機・重大な健康被害のおそれがあり、高齢者に治療・保護が必要な状況	<p><保護・分離（一時的分離含む）支援></p> <p>高齢者と虐待者の分離を念頭に置いた支援</p>

● 7 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれがある場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

高齢者虐待防止法第9条では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、適切に老人福祉法第10条の4第1項（やむを得ない事由による居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの措置、養護委託）の措置を講じることが規定されています。

老人福祉法による措置ができるサービス

- ・ 訪問介護
- ・ 通所介護
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム

やむを得ない措置の流れ

- ①措置の決定 緊急性の判断、事実確認、個別ケース会議の結果により、市が措置を決定。
- ②サービス提供 市からサービス提供事業者にサービスの提供を依頼。
- ③費用徴収 市が措置費で支弁
介護保険を利用した措置であれば、介護保険事業者は、9割を国保連に保険請求し、残り1割は市が支弁。
市は、1割分を本人等からその負担能力に応じて、後で徴収することもできる。

措置のために必要な居室の確保

高齢者虐待防止法第10条では、市町村は養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています。

<高齢者虐待と定員超過の取扱いについて>

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）（抜粋）
第25条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。
ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

※ 単なる特別養護老人ホームへの入所措置であれば、介護報酬上の減算の対象外となるのは、定員の5%増（定員50人の特別養護老人ホームでは2人まで）ですが、虐待に関わる場合であれば、措置による入所であるかどうかを問わず、かつ、定員を5%超過した場合であっても、介護報酬の減算対象とはなりません。

措置後の支援

- ・高齢者に対する精神的な支援を行う
- ・保護された高齢者が特に介護の必要がなく自立している場合等は、その後の居所を確保するための支援を行う
- ・年金搾取など経済的虐待が行われていた場合には、口座の変更や成年後見制度の申立を行う
- ・場合によっては、養護者に対しても支援を行う

措置の解消

関係機関からの支援によって、家庭での生活が可能となった場合や、成年後見制度等の利用により、介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合、措置が解消されます。

面会の制限

高齢者虐待防止法第13条では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるとされています。

■ 対応・支援の留意点

①制度理解の促進と介護負担軽減などの重視

第三者が家庭に入ることを好まない人や経済的な事情で介護保険を利用していない人については、制度の利用方法や、家族会、NPOなど地域の社会資源に関する情報を伝えます。介護者が心理的、肉体的、経済的に追いつめられて虐待してしまうケースが多いため、介護にあたる人の心理的、肉体的負担を軽減するため活用できるサービスを紹介し、利用を働きかけます。

②家族・環境に対する理解を深める

家族関係については、これまでの家庭生活が継続している点を重視し、虐待が起こった背景について理解し、家族と接します。家族の悩みを聴いたり、家族間の人間関係の調整について配慮した関わりや働きかけを行います。

家族が虐待者であっても決して非難せず、これまでの介護努力をねぎらい、介護者の気持ちを汲みながら、家族との信頼関係を築いていくことが大切です。

③家族関係を断ち切らない

高齢者やその家族には、これまでの家庭生活のなかで培われてきた特別な思いがあるので、単に関係を断ち切るのみでは問題は解決しません。あくまで中立的な立場をとり、家族関係の修復が図られるように慎重に対処します。

④施設入所後のフォロー

施設入所により、虐待は停止すると思われがちですが、親族が施設に「本人を引き取りたい」と執拗に迫ったり、本人の年金を押さえてしまったりといった、虐待の状況が続くこともあります。そのため施設と行政・相談機関等の継続的連携が必要です。

● 8 立入調査

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、市町村職員や直営の地域包括支援センターの職員が、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をすることができます。（高齢者虐待防止法第 11 条）

立入調査が必要と判断される状況の例

- ・ 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき
- ・ 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断するような事態があるとき
- ・ 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断される時
- ・ 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき
- ・ 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき
- ・ 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもるようなとき
- ・ 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき
- ・ 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき

立入調査における関係機関との連携

①警察との連携

立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど市職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署に援助依頼をし、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。

②保健所との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所との連携が考えられます。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要があります。

立入調査の執行手順

- ・ 養護者には事前に知らせないようにします。
- ・ 立入調査を行うタイミングについては、関係者と協議し、慎重に検討しなければなりません。
- ・ 養護者がドアを開けないなど拒否的な場合には、親族や知人・近隣住民等の協力を得て玄関を開けさせたり、家主や管理人に合鍵を借りるなどの方法を検討します。
- ・ 立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。
- ・ 高齢者の身体状況、居室内の様子に注意を払い、高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や老人福祉法による措置を通じて、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、摩擦があったとしても実行に踏み切ることが必要です。
- ・ 緊急に分離することの必要が認められないときは、養護者の心情に配慮したフォローを行い、継続的な支援につなげていくようにします。
- ・ 立入調査実行後は、調査記録を作成します。

IV 高齢者虐待の予防・未然防止について

● 1 高齢者虐待を未然に防ぐために

高齢者虐待は、年齢や経済状態などに関係なく起こりえる「身近な」もので、特定の人や家族に限って起こる問題ではありません。年齢・学歴・所得などに関係なく起こりえることが明らかになっています。

高齢者虐待の背景

都市化や少子高齢化の進行に伴い、高齢者を支える家族の単位が小さくなってきたことや、高齢者が介護を受けながら生活する期間が長期化していることなどにより、家庭内の問題が起こりやすくなっています。

- ・ 高齢者が、介護が必要になったり認知症になった場合に、最後まで尊厳を持って生活を送ることについての社会的な認識が不十分。
- ・ 介護・世話の放棄・放任等については虐待者が自覚をしていない割合が高く、虐待についての知識と同時に、介護についての知識・理解が不足している。
- ・ 一般に、高齢者虐待についての基本的な情報と、介護についての基本的な知識・技術や必要な制度・サービスの利用方法などについて知らない。

高齢者虐待のリスク（危険性）を増加させる要因

どこの家庭にも起こり得る高齢者虐待ですが、一方で、リスクを増加させる要因もあります。

関係者には、「リスク＝虐待の発生」ではないことを明確に意識しながら、高齢者と家族を見守り、高齢者虐待の予防・未然防止の観点から、必要な支援の手を差し伸べていくことが求められます。

一方、認知症に対する理解や、高齢者虐待と家族支援についての考え方が一般には浸透していないこと、地域で暮らす認知症高齢者をサポートするサービスの不足やサービス供給のミスマッチなど、高齢者やその家族全体を支える社会の仕組みが依然として不成熟であることなどが、虐待を発生させる社会的な背景となっていることを、十分認識する必要があります。

- ・ 高齢者に認知症の症状がある、又は認知症が疑われる状態
- ・ 要介護度が重度の場合
- ・ 夫婦のみ世帯、高齢者と単身の子ども世帯などの小規模家庭
- ・ 家族の精神疾患、障害など
- ・ 経済的な困窮
- ・ 家庭内の確執、不和

* 上記のことがすべて虐待を発生させるということではなく、虐待発生のリスクを高める一例です。

● 2 ケアマネジメントの充実・支援の重要性

高齢者に対する虐待を予防していくためには、地域において、日ごろから適切な介護サービス等の提供が受けられるよう、ケアマネジメントの充実・支援を図っていくことが大切です。

地域包括支援センターが実施する包括的・継続的ケアマネジメント事業

介護保険法では、地域包括支援センターが中心となって行う包括的・継続的ケアマネジメント事業において、介護支援専門員からの相談に応じるとともに、処遇困難な事例等への指導・助言や、地域における介護支援専門員のネットワークの構築に関する取組など、様々な支援を実施することが求められています。

これらの取組を通じて、地域の介護支援専門員の技量が向上することによって、家庭における虐待の芽を摘みリスクを低減することや、多少の困難が伴う事例についても介護支援専門員が適切に対処し、家族間やサービス等の調整を行うことで虐待を未然に防ぐことが可能になります。

適切なケアマネジメントを展開するためには、介護支援専門員が通常の業務において、適宜ケースカンファレンスや担当者会議を開催することのできる体制を確保していくことも大切です。日ごろから関係者が担当する事例についての視線を合わせ、統一した方向性を持って支援を行うことで、高齢者や家族が安定した生活を送りやすくなります。

認知症高齢者に対するケアマネジメント

認知症の高齢者に対するケアマネジメントに関しては、これまで、ともすると家族の意向が優先しがちな傾向にあり、本人の抱えている困難を軽減する視点や、生活についての希望や思いを反映する視点が見逃されがちな現状がありました。こうした状況の反省から、現在は認知症の高齢者本人を中心とした介護の重要性が指摘され、様々な実践が展開されつつあります。

地域包括支援センターが、今後実施する介護支援専門員への支援においても、こうした動向を踏まえてケアマネジメントの方向性や内容を適切に指導できるよう、最新の動向やノウハウの蓄積に努め、専門性の高いケアマネジメントの実現に向けた取組を進める必要があります。

ケアマネジメントにおける医療と福祉の連携

介護支援専門員が行うケアマネジメントやチームとしてのケースカンファレンス等には医師のかかわりが重要です。特に身体的虐待が疑われる場合は、生命や身体の危険性や緊急性を、医学的見地から判断することが必要な場合があります。

また、虐待者の中には、介護支援専門員などの福祉関係者や行政関係者の意見や指導は全く聞かないにもかかわらず、医師の指示には従うといった事例もあります。

高齢者は、加齢により地域のかかりつけ医の診察を受ける機会が多くなります。高齢者虐待の早期発見と未然防止に、かかりつけ医を含めた地域の医師の果たす役割は重要です。

● 3 認知症と高齢者虐待

虐待の要因として「高齢者本人の認知症による言動の混乱」があります。「介護をしている人の介護疲れ」や「介護に関する知識・情報の不足」の要因も、「認知症なし」の場合に比べて多く挙げられています。

また、認知症がかなり進行した状態であるにもかかわらず、適切な支援や医療を受けておらず、その中で高齢者と家族が共に混乱し、疲弊して虐待に至っている場合もあります。

認知症とは何か

認知症について、介護保険法では「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と規定しています。

また、認知症とは特定の疾患名ではなく状態をさし、記憶力、判断力や言語機能など知的機能のほか、感情や意欲など種々の精神機能も進行性の低下を示し、日常生活に支障をきたします。

認知症の原因となる疾患は、最近では日本人の場合、アルツハイマー病、脳梗塞などの脳血管障害、レビー小体病の順に多いとされています。

原因疾患により、脳の器質的障害の特徴、発症の仕方、症状、経過などには差があります。認知症としての介護上の問題は共通点が多いため、認知症のある人に見られる一般的な事柄を中心に、支援にあたる専門職には、原因疾患ごとに異なる特徴等を知っておくことも求められます。

①アルツハイマー病

- ・ ゆっくり発病し徐々に認知機能が低下する、最も頻度の高い認知症の原因疾患。
- ・ 進行すると大脳皮質全般にわたり脳の萎縮がみられ、記憶障害と全般的な認知機能の低下が顕著となる。
- ・ 意欲を失ったりうつ状態に陥ったりしやすく、時に被害妄想や嫉妬妄想が出現する。
- ・ 進行を一時的に遅らせる薬剤が使われる。

②血管性認知症

- ・ 脳血管障害（脳梗塞、脳出血等）をきっかけとして発病する認知症で、しばしば脳血管障害に伴う運動麻痺や知覚障害、失調などの身体局所症状がみられる。
- ・ 泣いたり笑ったりの感情コントロールが困難になる感情失禁や怒りっぽくなる易怒性のほか日によって覚醒レベルが変動するといった特徴がしばしばみられる。
- ・ 脳血管障害の再発作の予防と生活習慣病の管理が必要となる。

③ピック病

- ・ 50歳から60歳代にかけて発病することが多く初老期認知症の代表の一つとされている。前頭葉及び側頭葉に限局した脳萎縮も特徴。
- ・ 不潔さ、粗暴さ、だらしなさが目立ってきたり、窃盗・過剰な性行動など人柄の変化がみられ、人間関係が破綻しやすくなる。
- ・ 有効な薬物は今のところない。

④レビー小体病

- ・ パーキンソン病に似た歩行や動作の障害とともに認知機能の低下を合併し、従来考えられていたよりも頻度の高い認知症であるとされている。
- ・ 周辺症状が悪化したり改善をみせたりする動揺性があること（夜間に幻覚妄想や興奮が出現しやすい）、目の前にいない人や動物が見える幻視が特徴。
- ・ パーキンソン病と区別することが難しい場合、通常、抗パーキンソン病薬の投与が行われるが、幻視等の周辺症状が悪化することが多いので注意が必要。

V 高齢者虐待に関する関係機関

消費者被害

機関・窓口	住 所	連絡先	備 考
消費生活相談	市民環境部市民生活課 (3階)	0123-24-0193	月～金 10:00～16:00 悪徳商法や訪問販売等 による苦情相談
CIC北海道	札幌市中央区北5条西 6丁目2番地 札幌センタービル 13階	0120-810-414	平日 10:00～12:00 13:00～16:00 信販会社・リース会社・ 保険会社・保証会社など とのクレジットに関する 契約内容・支払状況・ 残債額などの照会
CCB	東京都新宿区神楽河岸 1-1	0120-4400-29	平日 10:00～16:00 金融機関(銀行)、消費者 金融、リース業界などの クレジットに関する取 引記録の確認
(株)情報センター北海道	札幌市中央区北1条西 21丁目3番35号	011-614-5858	消費者金融との契約内 容・返済状況等に関する 情報確認
多重債務解決センター 札幌弁護士会 (ちとせ法律相談 センター)	千歳市千代田町6丁目 7-1 リレントビル 5F(ゲオ駅前店向)	0123-26-8373	初回に限り相談料無料 電話で相談日を予約 クレジット、サラ金、商 工ローン、保証債務等の 債務整理に関する相談

人権・法律関係

機関・窓口	住 所	連絡先	備 考
人権擁護委員	市民環境部市民生活課 (3階)	0123-24-0183	基本的人権の侵害など人権問題についての相談 自宅での電話相談を受付
市民相談員	市民環境部市民生活課 (3階)	0123-24-0194	月～金 9:00～15:30 日常生活の心配ごと、法律上の問題の相談
法テラス札幌 (日本司法支援センター)	札幌市中央区南1条西 11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	平日 9:00～17:00 無料で関係機関の相談窓口や法制度の情報を提供 弁護士・司法書士による法律相談に、民事法律扶助による無料法律相談(経済困窮者)
民生委員・児童委員	保健福祉部福祉課 (1階)	0123-24-0292	地区ごとに決められた民生委員・児童委員が受ける
保健福祉オンブズマン	保健福祉部福祉課 (1階)	0123-24-0864	保健福祉サービスに関する苦情対応
心配ごと相談員	社会福祉協議会	0123-27-2527	生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、指導、援助を行う

DV関係

機関・窓口	住 所	連絡先	備 考
女性生活相談員	市民環境部男女共同参画推進課 (3階)	0123-24-0559	月～木 9:30～16:30 金 9:30～15:30 暴力や脅迫などに対する相談

成年後見・権利擁護

機関・窓口	住所	連絡先	備考
札幌家庭裁判所	札幌市中央区大通西 12丁目	011-221-7281	
成年後見センター・ リーガルサポート (司法書士) 札幌支部	札幌市中央区大通西 13丁目 中菱ビル6階 札幌司法書士会内	無料電話相談 011-280-7077 事務局 (011-280-7078)	月～金 12:00～15:00
札幌弁護士会 高齢者・障害者支援 センター「ホッと」 (ちとせ法律相談 センター)	千歳市千代田町6丁目 7-1 リレントビル5F (ゲオ駅前店向)	0123-26-8373	月～金(祝日除) 10:00～16:00 (12:00～ 13:00除) 土曜(祝日除) 10:00～13:00
北海道社会福祉会 権利擁護センター 「ぱあとなあ北海道」	札幌市北区北10条西 4丁目1番地 SCビル2階	無料電話・来所相談 011-717-6886	月～金 9:30～12:00 13:00～16:30 成年後見制度に関する 相談窓口
公証役場(札幌)	札幌市中央区大通西 4丁目1番 地道銀ビル10階	011-241-4267	月～金 8:30～17:00
(大通)	札幌市中央区南1条西 10丁目4-167 小六第一ビル6階	011-272-2565	
(札幌中)	札幌市中央区大通西 11丁目4-63 登記センタービル5階	011-271-4977	
(苫小牧)	苫小牧市表町2丁目 3-23 エイシンビル2階	0144-36-7769	月～金 9:00～17:00
北海道地域福祉生活 センター (権利擁護事業) 社会福祉法人 北海道 社会福祉協議会北海 道地域福祉生活支援 センター本部	札幌市中央区北2条西 7丁目 北海道社会福祉総合 センター3階	011-290-2941	来所相談 月～金(土・日・祝祭日・ 年末年始休) 9:00～17:00 地域で自立した生活が 送られるよう支援

平成十七年十一月九日法律第二百二十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めすることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

● 高齢者の虐待や養護者の支援に関する相談

千歳市地域包括支援センター
千歳市新富1丁目3番5号 42-3131

千歳市保健福祉部高齢者支援課
千歳市東雲町2丁目34番地 24-0294

● 特に緊急性が高いと思われる場合は、警察へ

千歳警察署
千歳市東雲町5丁目61番地 42-0110